

# 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」の改正（新規制定）について

平成30年4月  
産業保安グループ  
製品安全課

## 1. 背景

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）は、液化石油ガスによる災害を防止すること等を目的とし、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制している。

液化石油ガス器具等が満たすべき技術上の基準等については、法に基づき、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）において定めている。

省令に規定されていた技術上の基準は、平成28年4月に性能規定化されたため、技術基準を満たす例示が、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」（20140901商局第3号。以下「通達」という。）で示されている。

通達の中で「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ」に係る技術基準が規定されているところ、現行の「屋外式ストーブ」に係る技術基準は、カセットボンベを使用しないストーブを想定した基準となっており、カセットボンベを使用する小型のストーブに対応した基準となっていない。

屋外式ストーブでカセットボンベを使用するもの（以下「屋外式カートリッジガスストーブ」という。）については、近年、アウトドアでの使用ニーズの増加等により普及が進んでいるところ、粗悪品の流通や屋内等で誤使用による事故等が発生しており、技術基準の整備が必要となっている。

## 2. 主な改正事項

本年2月に「屋外式カセットストーブ基準策定委員会」において取りまとめられた技術基準案を踏まえ、通達を一部改正し、「別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の「開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ」の項を改正し、屋外式カートリッジガスストーブの技術基準を規定する。

なお、昨年7月の商務流通保安グループから産業保安グループへの組織移行に伴い、現行の通達のうち「別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」は廃止し、新規制定の形式をとることとする。

## 3. 今後のスケジュール

平成30年6月以降に改正（新規制定）予定。なお、制定日から2年間は、従前の例によることができることとする。